

平成 22 年 10 月 31 日

環境大臣 松本龍 殿

大野瑞絵（有志代表）

住所：\*\*\*\*\*

電話：\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

# 「動物の愛護及び管理に関する法律」改正における 「販売時説明義務の緩和」に関する要望書

## 記

一．平成 23 年の改正を目途とした「動物愛護管理法の制度の見直し」で挙げられた「制度の見直しにおける主要課題」のうち「販売時説明義務の緩和」について、販売時説明義務を緩和しないことを要望します。

二．動愛法第八条（動物販売業者の責務）「動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない」が遵守され、犬猫以外の小動物が、動物種、人との関わりの歴史、飼育頭数、体の大きさ、価格、寿命、販売側の知識不足などで犬猫と区別されることなく、適切な販売時説明が行われることを要望します。

三．別添書類一通（署名簿）

-----  
[説明]

犬猫以外の小動物等への販売時説明義務の緩和が持つ問題点

### 1. 「適正飼養」が実現できないおそれ

#### (1) 飼育者の基礎知識欠如

犬猫と違い、飼育者の飼育知識が欠如していることが多いため、販売時に説明を受けないと「適正飼養」が実現できない。

#### (2) 誤った説明内容が原因での疾病が増えるおそれ

その動物種の生態・生理、飼育方法等に関する説明内容の誤りにより、発病したり、問題行動を起こすケースが非常に多い。

#### (3) 説明欠如、説明不足でさまざまな問題が起り得るおそれ

現在、説明義務がある項目に関しての説明欠如、説明不足があった場合には、さまざまな問題が起こる可能性がある。ごく一例を以下に挙げる。

**(a) 品種等の名称に関する説明欠如、説明不足**

飼育者がその動物種、品種についての情報にアクセスしようとした場合にできない可能性がある。

**(b) サイズに関する説明欠如、説明不足**

大きな飼育施設が必要になるなど、生体サイズに関する情報は飼育者の生活にも影響を与える。大きくなりすぎて飼い切れなくなり、遺棄する可能性にもつながる。加えて、その生体サイズの動物を適正飼養するためにはどの程度の飼育施設が必要になるのかも合わせて説明する必要がある。

**(c) 寿命に関する説明欠如、説明不足**

寿命の長い小動物も多い。就職、結婚、出産などによる生活環境の変化があっても動物の飼育を続けられるのかどうか、飼育者のライフサイクルとの関連を考えると、寿命についての情報は欠かせない。

**(d) 飼育環境（飼育施設、エサ、運動）に関する説明欠如、説明不足**

適正飼養のための基本的な情報である。不適切な飼育の結果、病気になり、飼育放棄、遺棄されるケースもある。犬猫以外の小動物を診察できる動物病院は少ないため、健康管理の最前線は、飼育者の適正飼養にある。購入時の個体は幼体であることが多いため、適切な飼育情報の提供がないと、成長期という非常に大切な時期に誤った飼育方法で飼うことになる。

**(e) 共通感染症に関する説明欠如、説明不足**

不適切な接し方による感染の可能性や、説明がないために必要以上に共通感染症を不安に思い、遺棄するなどの可能性がある。また、「感染症」ではないが、必ず説明すべき事項に「動物アレルギー」がある。購入後に判明した場合、手放さねばならない場合もある。ハムスターに噛まれて起こることがあるアナフィラキシーショックについても説明が必要。

**(f) かかりやすい病気に関する説明欠如、説明不足**

犬猫以外の小動物を的確に診察できる動物病院は少ないことの説明、そのためにその種に多い病気と予防方法に関する情報を提供することは非常に重要。適切な飼育管理によって予防できる病気も多く、その点からも「事前説明」の重要さがわかる。早期発見、早期治療の重要性についても説明が必要。

**(g) 繁殖に関する説明欠如、説明不足**

オスとメスを一緒にしておいて増え過ぎてしまう、安易な繁殖の問題がある。単独性が強いのにペアで飼うことを勧められ、闘争が起こる場合や、鳥では接し方や環境によって発情が促進される場合があり、卵詰まりを起こせば命に関わる。

**(h) 遺棄の禁止に関する説明欠如、説明不足**

ただ「捨てないで」と言うだけではまったくの説明不足。説明すべきは「終生飼養」だけではない。ペットの遺棄は動愛法違反であり、罰金が課される「犯罪」であるということや、ペットとして飼われている動物のほとんどは「外来生物」であり、日本には生息しない動物であるということを理解させなくてはならない。

**(i) 性別に関する説明欠如、説明不足**

雌雄判定が誤っており、間違った性別を伝えることも多い。望まない繁殖、闘争が起こる可能性がある。鳥のように性別判定が難しいものは、適当に判断せずその旨を説明する必要がある。

**(j) 病歴などに関する説明欠如、説明不足**

病気があることを隠して販売しているケースもある。遺伝性疾患のある血統であれば、病気を蔓延させないためにも隠さずに説明しなくてはならない。

(k) その他の伝えるべき重要な情報に関する説明欠如、説明不足

犬猫以外の小動物を診察できる動物病院の少なさ、多頭飼育（同居）できるか単独飼育か、好適温度・湿度、日照条件、特殊な習性やにおいの問題、発情期間等特定の時期に性質が変化することはないか、どのような接し方をすべきかなど、その動物を飼育するうえで命に関わる情報、飼育者が持て余して遺棄することに結びつきやすい情報は非常に多い。

#### (4) 適切な飼育関連用品、フードを選択できないおそれ

現在販売されている飼育用品やフードの中には、不適切なものも含まれている。適切なものを選択するには、その動物に関する基礎的な知識が必要だが、販売時説明が十分に行われなければ、飼育者は適切な用品やフードを選ぶことができず、結果として適正飼養が実現できなくなる。

## **2. 「終生飼養」できず、飼育放棄や遺棄が起こるおそれ**

### (1) 情報不足によって起こる遺棄

購入時の情報不足が、遺棄の大きな理由のひとつと考えられる。

生体サイズ、人にとって問題となる可能性のある習性や生態など、その動物を販売するに当たっての不利な情報を知らされないために、安易な気持ちで購入し、結果的に遺棄する可能性がある。現在は特定外来生物となっているアライグマはその典型例といえる。

### (2) 生態系を脅かす

ペットとして飼育されている犬猫以外の小動物のほとんどは外来生物であり、遺棄されればすなわち生態系を脅かす存在になる。ミシシippアカミミガメの問題をはじめ、枚挙にいとまがない。外来生物問題において「予防原則」は非常に重要なもの。外来種問題を水際で防ぎ、生物多様性を守るのには適切な「販売時説明義務」である。

### (3) 動愛法と外来生物法、生物多様性条約との間に齟齬が生じる

外来生物問題において環境省は「外来生物被害予防三原則」（入れない／捨てない／扱げない）を掲げている。ペット販売店に対しては、「それらの生物についての十分な知識を持つだけではなく、これらの購入を希望する人に対して、飼育に要する設備や費用、その生物の寿命、繁殖能力、成長したときのサイズ、性質の変化等を十分に説明し、飼育が可能と思われる方のみ販売するようにすべきです」「自らの仕事が外来生物を数多く取り扱うものであることを十分認識をすることが必要です」と説明されている。また、生物多様性条約第八条（生息域内保全）では「生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること」と規定されている。販売時説明義務の緩和により、動愛法と外来生物法、生物多様性条約との間に齟齬が生じれば、動愛法は外来生物法、生物多様性条約の足を引っ張ることにもなりかねない。

### (4) 顧客の「買わない／飼わない」決断を恐れずに説明を

例えば、甲長5cmのミシシippアカミミガメを購入しようとする顧客に「大人になったら150cm水槽を用意してください」という情報は提供しにくいかもしれないが、遺棄を防ぎ、終生飼養を全うさせるためには、顧客がその情報をどう判断するかに関わらず、十分な説明が必要である。

### (5) 販売時説明は「飼う覚悟」をする時間

十分な説明を聞き、文書に署名するという行為によって「飼う覚悟」が生まれるという側面も見逃せない。簡単な手順での売買では、命ある生き物を所有する自覚や責任が生まれにくいと考えられる。

### (6) 遺棄によって発生する各方面の負担

遺棄された動物の一部は、心ある愛護センターやボランティアに保護される。里親探しによって新たな飼い主と出会う個体もいれば、センターに保護されたものの最終的には殺処分となる個体も多い。

個人ボランティアも多く、保護期間の飼育、終生飼養を約束できる里親探しなどには大きな負担もかかっている。センターで保護されている個体の飼育管理や、殺処分には税金が投入されていること、殺処分を行う職員の精神的負担についても考慮しなくてはならない。販売時にその動物を飼いつけられるかどうかを判断できるだけの十分な情報を提供し、終生飼養を約束できる顧客にのみ販売することが重要である。

### **3. 「動物をみだりに傷つけ、又は苦しめる」行為が起こるおそれ**

#### **(1) 説明がなければ、結果的に動物を傷つける**

適切な説明がなければ、結果的に動物を傷つけ、苦しめることになる可能性がある。動愛法二条「動物をみだりに（略）傷つけ、又は苦しめることのないようにする」に反することになってしまうおそれがある。

#### **(2) 子どもだけの裁量では動物は飼えない**

ハムスターなど販売価格が安価な動物を、子どもが購入するケースがある。しかし、適正飼養はもちろんのこと、疾病・負傷した動物には適切な治療を受けさせなければならない。適切な飼育施設・飼料等の購入費、夏冬の温度管理等のための電気代、治療費などを考えれば、子どもだけの裁量で飼育管理できるものではない。購入する時点での保護者への説明、理解が必須となる。

### **4. 「犬猫以外の小動物」は多岐に渡るといふ理解の欠如**

#### **(1) 犬猫以外の小動物の飼育は簡単なのか？**

ペットとして販売されている「犬猫以外の小動物」は限りなく存在する。前述のように、犬猫と違って飼育者に基礎的な飼育知識がまったく備わっていないことが多い動物種であり、その生態や習性、食性、飼育管理方法などはそれぞれに異なっている。犬猫以上に十分な説明がなければ「適正飼養」は困難である。

### **5. 犬猫以外の小動物に対する動物愛護精神の後退**

#### **(1) 犬猫以外の小動物も犬猫と変わらぬ「家族の一員」**

犬猫以外の小動物の飼育者の、動物愛護精神や適正飼養への意識は向上しており、多くの飼育者が、「犬猫の代わり」ではなく、犬猫と何ら変わらぬ「家族の一員」として、犬猫以外の小動物を迎えている。しかし、「犬猫以外の小動物の販売時説明義務の緩和」により、安易な気持ちで動物を購入する飼育者が増えれば、動物愛護精神や適正飼養への高い意識は低下せざるを得ないといえる。

#### **(2) 適切な飼育管理へのモチベーション低下**

犬猫以外の小動物に関する知識レベルの低い動物取扱業者も少なくない。もし説明義務が緩和されれば、その動物種についての情報を収集し、適切な飼育管理を行うことへの動機付けがなくなり、犬猫以外の小動物に対する動物愛護精神が後退するおそれがある。

### **6. 消費者保護の立場で見る問題点**

#### **(1) 消費者の持つ権利**

犬猫以外の小動物の販売時説明義務が緩和され、必要な情報が提供されないことは、消費者のもつ4つの権利「知る権利」「選ぶ権利」「安全である権利」「要求する権利」を剥奪されることになると考えられる。販売時説明を受けることは、消費者として当然の権利といえる。

#### **(2) 消費者基本法より**

販売時説明によって必要な情報を提供しないことは、消費者基本法第五条（事業者の責務等）「消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること（五条二）」「消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること（五条三）」に反していると考えられる。

### (3) 消費者契約法より

売買契約にあたり、事業者には、消費者契約法第三条「消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない」義務がある。販売時説明は、売買契約を結ぶにあたっての「必要な情報」に他ならない。

### (4) 国民生活センター発表情報より

#### (a) 消費者に求められる契約内容の確認

国民生活センターの発表情報「ペット購入時のトラブルの実態と問題点—安心してペットを「買う」ためには—」(2007年6月6日)では、消費者へのアドバイスとして「あわてて契約しない」「契約する時にはよく確認すること」といった点が挙げられている。よく確認すべき重要事項のひとつが「販売時事前説明」だといえる。

#### (b) 緩和は消費者としての不利益につながる

同資料では事業者への要望のひとつとして「動物愛護管理法の趣旨を尊重した対応を取ること」が掲げられ、「動物の健康状態や遺伝性疾患の事前確認、購入者に対する事前説明など、事業者が守らなくてはならない事項を規定している動物愛護管理法を遵守すること」と明記されている。もし事前説明が緩和されることになれば、犬猫以外の小動物の購入者は、本来消費者が受けられるはずの利益を得ることができず、不利益をこうむることとなる。

こうした理由により、犬猫以外の小動物等での販売時説明義務が緩和されず、動愛法第八条(動物販売業者の責務)「動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない」が遵守され、犬猫以外の小動物が、動物種、人との関わりの歴史、飼育頭数、体の大きさ、価格、寿命、販売側の知識不足などで犬猫と区別されることなく、適切な販売時説明が行われることを要望する。